



太田都市ガス株式会社 ガスも電気も太田都市ガスへ相談!

家計応援 キャンペーン

2026年
1月30日金～4月30日木

上記期間中に
当社への新規申し込み・
他社からの切り替えで

手続きカコタコ!
ガスと電気を
きせめて
おトクに!^{※1}

2,000円分の
太田市デジタル金券
OTACO (オタコ) を
プレゼント!

※詳細は裏面をご確認ください。



※1「ガス・電気セット割」の適用を受けている方を対象に電気料金が割引きになります。
ご利用状況等により切替前の電気料金より安くならない場合があります。



太田都市ガスで電気を新規に申し込むと

電気代基本料金
1ヶ月無料!

※低圧電力メニューが対象です。※一部適用対象外となる場合がございます。※詳細につきましては、裏面の「付帯メニュー定義書」をご確認ください。

【チラシ有効期限】2026年4月30日

「家計応援キャンペーン」要項

[特典内容] 2,000円分の太田市デジタル金券OTACO(オタコ)プレゼント

[申込方法] 対象条件を満たしている場合は自動エントリーとなります。

[対象条件] 2026年1月30日(金)～2026年4月30日(木)まで(当日消印有効)に「基本プラン」「ずっとも電気3」を新規にお申し込みいただき(メニュー変更は対象外)、かつ電気の需給開始日が2026年1月23日(金)～2026年7月31日(金)までの方。

※特典付与時点で太田都市ガスでんきの申込取消または解約した方は対象外となります。
※電気の供給開始に向けて手続きに支障がある場合等は、対象外とさせていただく場合がございます。
※その他契約内容により、対象外となる場合があります。詳しくは下記までお問合せください。
※新規の電気契約のお申し込み1件につき1口の応募となります。
※当社が別途認めた場合はキャンペーンを適用する場合がございます。
※本キャンペーン期間中または終了後に、同様又は類似のキャンペーンを行う場合がございます。
※本キャンペーンは予告なく変更または終了する場合がございます。あらかじめご了承ください。

[特典の発送] 電気需給開始以降に発送。

※お届け先のお名前・住所は、電気契約のご契約者名・電気使用場所となります。
※当社より発送した特典をお受け取りいただけなかった場合には対象外となります。再送はいたしません。

付帯メニュー定義書【基本プラン・ずっとも電気3新規申込割 電気代基本料金1ヶ月無料】

付帯メニュー定義書【基本プラン・ずっとも電気3新規申込割 電気代基本料金1ヶ月無料】(以下「本定義書」といいます)は、太田都市ガス(以下「当社」といいます)の電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金の一部を割引きする取扱いを定めたものです。本定義書で定める付帯メニューを以下「新規申込割」といいます。

1.実施期日

本定義書は、2023年5月1日より適用します。

2.定義

電気需給約款および各電気料金メニュー定義書に定義される言葉は、本定義書においても同様の意味で使用します。

3.適用条件等

(1)当社は、以下のすべての条件を満たす場合に限り、「新規申込割」を適用します。ただし、当社が別途認めた場合はこの限りではありません。

①2023年5月1日以降に、新たに当社の電気需給契約の申し込みを当社所定の方法で行うこと(なお、当該期間外に当社の電気需給契約を申し込んだ場合であって、当該期間中に再度当社に同一の需要場所の電気需給契約の申し込みをした場合を除く)。

②電気の需給開始日が2023年1月1日以降かつお申し込みから6ヶ月以内であること。

③当社の電気料金メニューの基本プランまたはずっとも電気3が適用されること。

④電気需給契約のお申込み日から遡って1年以内に、同一需要場所において、本定義書で定める「新規申込割」の適用を受けていない事。

(2)(1)にかかわらず、電気の供給開始に必要となる情報を提供いただけない等、電気の供給開始に向けた手続きに支障がある場合、不正な申し込みがあった場合その他当社が不適切と判断した場合は、「新規申込割」を適用できないことがあります。

4.適用期間

「新規申込割」の割引の適用期間は、以下のとおりとします。

3(適用条件等)に定める適用条件を満たす電気需給契約の電気の需給開始日後に初めて到来する計量日から1ヶ月間(需給開始日後に初めて到来する計量日と需給開始日が同日の場合、需給開始日から起算します)。

なお、適用期間の終了にあたっては、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は行いません。

5.割引内容

当社は、3(適用条件等)に定める条件を満たすお客様からのお申し込みを承諾した場合には、以下のとおり電気料金を割引きます。

○電気の供給範囲：群馬県太田市・邑楽郡大泉町 ○ご希望の方には詳しい案内資料をお送りします。
○すでにご使用いただいた電気に関する払い戻し等には応じられません。

(1)電気需給約款15(電気の使用期間)に定める電気の使用期間(ただし、引越し(転入)等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、需給開始直後の使用期間を除く場合があります)の初日が、「新規申込割」の適用期間に属する場合、原則として、当該使用期間の電気料金の計算に(2)および(3)の割引内容を適用します。

(2)「新規申込割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と電力量料金(税込)の合計(付帯メニューの適用がある場合は、すべての付帯メニューを適用する前の合計額)から、「新規申込割」が付帯する電気料金メニューの月の基本料金(税込)と同額を割引きます。ただし、電気需給約款18(日割計算)(1)にもとづき基本料金を日割にて計算する場合には、割引額は日割後の基本料金(税込)と同額とします。なお、割引額は、小数点以下切り捨てとします。

(3)(2)によって計算された合計が負となるときは、その1ヶ月の電気料金は、電気需給約款別表2(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金のみとします。

6.適用廃止

当社は、以下の場合には、「新規申込割」の適用を廃止します。その場合の適用廃止日は、以下のとおりとします。

(1)電気需給契約が解約等の理由により終了した場合

電気需給約款31(お客様からの電気需給契約の解約)または32(当社からの電気需給契約の解約等)による解約日または終了日

(2)お客様が3(適用条件等)に定める適用条件を満たさないことが判明した場合

適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日

なお、適用条件を満たさなくなった日の直後の電気の計量日までの間に電気の契約を解約した場合は、(1)で定める解約日

7.新規申込割の定義書の変更および廃止

(1)当社は、本定義書を変更する場合には、電気需給約款4(本約款等の変更)に準じます。

(2)当社は、本定義書を廃止することができます。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

(3)本定義書の廃止にともない、当社がお客様に対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款4(本約款等の変更)(2)および(3)に準じます。

電気に関するお問い合わせ



太田都市ガス株式会社

〒373-0853 群馬県太田市浜町17番4号

TEL 0276-45-4164 営業部まで

受付時間 平日 8:30～17:00